第1章 総則

第1節 消防計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、法第8条の2第1項に基づき、______全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他災害(以下「火災等」という。)による人命の安全及び被害の軽減を図ることを自的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この計画に定めた事項については次の者及び部分に適用する。
 - (1) _____内に勤務し、出入りするすべての者
- ▲(2) ______の防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)を受託している者
- 2 この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。
- (▲は、該当する場合に記載するものとするものである。(以下同じ)。)

(管理権限の及ぶ範囲)

- 第3条 管理権限の及ぶ範囲は、別添図のとおりとする。 なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。
- 2 各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切 に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務等)

- 第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について青務を有する。
 - (1) 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識 を有する者を統括防火管理者に選任(解任)すること。
 - (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
 - (3) 統括防火管理者を選任(解任)した場合、消防機関へ届け出ること。
 - (4) 統括防火管理者の届出等の消防機関との連絡など防火管理上必要な事項を行うととも に、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
 - (5) 建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
 - (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般について責任を共同して負うこと。

- (7) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- ▲(8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

(協議会の設置等)

第:	5条	の建物全体につ	いての防火管理	を行わせるため、	別表 1	「共同
	防火管理協議会」の協	協議会構成員をもっ ⁻	て、	共同防火管理	型協議会	(以下
	「協議会」という。)	を設置する。				
2	位議会の事務目け	1-	一罟(まのと)	代惠者 (以下「全	まし とし	15)

- 2 協議会の事務局は______ に直くものとし、代表者(以下「会長」という。) 及び統括防火管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。
- 3 協議会の会長は、_____とする
- 4 副会長は、 とする。
- 5 会長は、各管理権原者と協議して、統括防火管理者を選任(解任)し、消防機関へ届け 出るものとする。
- 6 会長は、統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての 防火管理業務を行わせるものとする。
- 7 会長は、各管理権原者(以下「協議会構成員」という。)と相互に意思の疎通を図り協議 会の円滑な運営に努める。
- 8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(協議会の審議事項等)

- 第6条 協議会は、建物全体についての防火管理を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 協議会の設置及び運用に関すること。
 - (2) 協議会の代表者の選任に関すること。
 - (3) 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。
 - (4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火管理主必要な事項に関すること。
 - (5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。
- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
 - (1) 定例会は、____月、____月の年2回開催する。
 - (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。
 - (3) 会長は、必要に応じて統括防火管理者を参加させるものとする。

(防火管理委員会の設置等)

- 第7条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務の効果的な推進を図るため、 防火管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を 行うものとする。
- 2 防火管理委員会の構成は、別表 2「防火管理委員会構成表」のとおりとする。

- 3 防火管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防の組織の運用体制・装備に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
 - (5) その他防火管理上必要なこと。
- 4 防火管理委員会委員長は、会議を 月と 月に行い、次の場合、臨時に開催する。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。
 - (3) 本建物で火災等が発生したとき。
- 5 統括防火管理者は、防火管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、 必要に応じて建物全体についての消防計画の見直しを行うものとする。

▲ (防火管理業務の委託)

- 第8条 建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者(以下「受託者」という。)は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自 衛消防隊長の指示及び指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 2 受託者は受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に括防火管理者に報告する。
- 3 受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表3「防火管理業務 委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火管理者・防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の責務)

- 第9条 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について 青務を有する。
 - (1) 建物全体についての消防計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。
 - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。
 - (4) 火災等が発生した場合における全体の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
 - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (6) 建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の 防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。

- 3 統括防火管理者は、消防機関等に対する建物全体についての消防計画の届出、報告及び 防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火管理者は、別表 4「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握するとと もに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち建物全体の安全性の確保に努めなければな らない。

(防火管理者の責務)

- 第 10 条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに次 に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。
 - (1) 防火管理者を選任(解任)したとき。
 - (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
 - (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果。
 - (4) 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施するとき。
 - (5) 用途及び消防用設備等を変更するとき。
 - (6) 内装の改修などの工事を行うとき。
 - (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
 - (8) 臨時に火気を使用するとき
 - (9) 火気を使用する設備器具、(以下火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、 移設、改修等を行うとき。
 - (10) 消防計画に定める消防機関の報告及び届出を行うとき。
 - (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき。
 - (12) 防火管理業務の一部を委託するとき。
 - (13) 催物を開催するとき。
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (15) その他防火管理上必要な事項。
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防 火管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務 を推進する。

第2章 火災予防事項

第1節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第 11 条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管

理業務に必要な実態を、別表5「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

- 第12条 防火対象物及び消防用設備等の法定点検は、次による。
 - (1) 防火対象物の法定点検

 - イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。
 - (2) 消防用設備等の法定点検

 - イ 消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して、____月と___月 の年2回実施する。
 - ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。
- 2 消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。
 - (1) 消防用設備等の自主点検

 - イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等の自主点検については、各事業所 の消防計画に定め行うものとする。
 - ウ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否 についても、合わせて実施しなければならない。
 - (2) 防火・避難施設等の自主検査等
 - ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査 は、 が定期的に行う。
 - イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものと する。

なお、各事業所の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

- 第 13 条 防火対象物、消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により、統括防火管理者又は防火管理者が改修計画を策定する。
- 2 防火対象物、消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で 発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により 行う。

(工事中の安全対策)

- 第14条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防災管理者が工事中の安全対策を策定する。
- 2 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理著で協議し「工事中における消防計画」を届出させるものとする。
- 3 統括防火管理者・防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更 工事等又は催物の開罹など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて工事・催物等 の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確 認を行うものとする。

▲ (内装制限等の遵守)

- 第 15 条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。
- 2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防炎物品にしなければならない。

(避難経路図の掲示)

第 16 条 統括防火管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するものとする。

(定員・収容人員の管理)

- 第 17 条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により、共用部分等において臨時に混雑が 予測される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘 導員の配置等必要な措置を行う。
- 2 各事業所の防火管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに、定員を 超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うも のとする。

(休日・夜間等の対応)

- 第 18 条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表 6 「休日・夜間等の防火管理体制」により対応するものとする。
- 2 各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第 19 条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火管理維持台帳の記録)

- 第20条 統括防火管理者は、建物全体(各事業所の占有部分を除く)についての防火管理 業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類を取りまとめ、防火管理維持台帳に編 冊・整理及び保管しておく。
- 2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業 務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

第 21 条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第22条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する違守事項 等については、各事業所の消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

- 第23条 統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。
 - (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
 - (2) 物置、ごみ集積所等の施錠管理を徹底する。
 - (3) 階段室、トイレ等死角になる場所の挙動不審者の監視を行う。
 - (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。
 - (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第24条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止する。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、 貯蔵、取扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

第3節 避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

- 第 25 条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。
 - (1) 避難経路、避難口、廊下、階段その他避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、 階段等の幅員を有効に保持すること。
 - (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の 障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

- イ 防火戸や防火シャッターに接近して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難経路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上 必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従員等に十分認識させると ともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防の組織の編成と任務

(自衛消防の組織の編成等)

- 第 26 条 火災等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防の組織の本部を に設置し、活動拠点とするとともに、建物全体について自衛消防の組織を編成する。
- 2 自衛消防の組織は、自衛消防隊長が統括指揮する。

- 3 自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成する。
- 4 本部隊には、指揮班、通報連絡(情報)班、初期消火班、避難誘導班等を置き各班には 班長を置く。
- 5 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所 の消防計画に定める。
- 6 自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定 する。
- 7 自衛消防隊長は、消防機関が到着したときは、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の 情報等を提供するとともに消防機関の協力を行うものとする。
- 8 自衛消防の組織には、自衛消防隊長が不在時の任務の代行者(以下「自衛消防隊長の代 行者」という。) を定める。
- 9 自衛消防の組織の編成及び主たる任務は、別表7—1「自衛消防隊の編成と任務」のと おりとする。

▲ (自衛消防の組織の活動範囲)

第27条 自衛消防の組織の活動範囲は、原則として 全体とする。

2 隣接する建物等からの火災により本建物に延焼の危険にある場合は、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲において、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

- 第28条 本部隊は火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。
- 2 本部隊の各班は、別表7-2「本部隊の任務」に基づき活動を行うものとする。
- 3 自衛消防隊長に、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- 4 現場員は、隊長が不在となった区域で火災等が発した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導等の任務にあたる。

(地区隊の任務)

- 第29条 地区隊は、当該地区隊の管理する区城内の火災等においては、当該地区隊長の指揮のもとに別表7—3「地区隊の任務」に定める任務を行うものとし、その活動は、各事業所の消防計画に定める。
- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

(自衛消防の組織の体制)

第30条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを 行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。 自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表6によるものとし、火災等が発生した 場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火を行うととともに、建物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長(統括防火管理者)、各事欒所の防火管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により連絡する。
 - (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

(自衛消防の組織の装備)

- 第31条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表8「自衛消防活動等装備品」に定める。
- 2 本部隊の装備品は、_____に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる 状態に維持管理するものとする。
- 3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 火災時の活動

(火災発見時の措置)

- 第32条 火災の発見者は、消防機関(119番)へ通報及び_____に出火の場所、状況等を報告するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。
- 2 ______の勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)通報 するともに、自衛消防隊長に報告し、必要により放送設備等で周知する。

(通報連絡)

- 第33条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに 119 番通報する。
 - (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者の避難の放送を行う。
 - (3) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (4) 避難が必要な階以外の階の火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
 - (5) 情報収集内容の記録を行う。
- 2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 火災の場所、火災の規模、燃えているもの及び延焼危険の確認
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認

- (4) 防火区画形成状況の確認
- (5) 危険物品等の有無の確認
- (6) 前(1)~(5)の情報の自衛消防隊長及び地区隊長への報告
- (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

- 第34条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し______を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- 2 地区隊の消火活動は、初期消火に主眼をおき活動する。 なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うととも

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

- 第35条 本部隊の避難誘導班は地区隊と協力し出火階及びその直上階(出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階)を優先して避難誘導するものとする。
- 2 エレベーター、エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
- 3 避難誘導班は、非常ロ、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。 また、忘れ物等のため、再び入る者がないように万全を期するものとする。
- 4 避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、出火程度、消火活動状況等を 総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
- 5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避 難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、視 覚障害者、外国人については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 6 避難放送にあたっては、早口をさけ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して 行い、パニック防止に努めるものとする。
- 7 負修者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部に連絡しなければならない。
- 8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告する ものとする。
- 9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

▲ (安全防護)

- 第36条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備 操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする
- 2 出火階の防火戸および防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するのもとする。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則とし

て停止させることとする。

- 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場近くにある場合は、できるだけ 早く除去するものとする。
- 6 エレベーター、エスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

▲ (救出救護)

- 第 37 条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置 するものとする。
- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊 と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要事項を記録するものとする。
- 4 応急救護班は、逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し、特別避難階段附室等 安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供等)

- 第38条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。
 - (1) 自衛消防の組織の活動状況
 - (2) 消防隊の進入路及び特殊車両等の停車位置の確保
 - (3) 火災現場への誘導
 - (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるもの の有無などの情報の提供
 - (5) 自衛消防隊本部等の設置場所

第3節 地震時の活動

(発生時の初期対応)

- 第39条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物 全体の被害の状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。
- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。
- 3 自衛消防本部は、被害状況等の情報を一元化し収集・管理する。
- 4 出火防止
 - (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
 - (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(避難誘導)

第 40 条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始 の判断をする。

(避難上の留意事項)

- 第41条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。
 - (1) 避難誘導班に指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
 - (3) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
 - (4) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。
- 第4章 教育訓練
- 第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

- 第42条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各管理権原者との情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。
- 2 各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他防火業務に従事する者の防火教育 について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

- 第43条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者等は、消防機関が開催する各種講習 会や研究会に参加し防火管理に関する知識・技術の向上に努める。
- 2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研 修会等を行う。

(従業員等の教育)

第44条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第 45 条 統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災が発生した場合、迅速 かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に実施するものとする。

- (1) 総合訓練 年 ____回以上
- (2) 消火、通報、避難及びその他(安全防護、救出救護)の部分訓練 年各 回以上

(訓練時の安全対策)

第46条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後の安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

- 第47条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練結果について検討開催する。 なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。
- 2 統括防火管理者は、自衛消防訓練結果記録書等を作成し、以後の訓練に反映させるものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第48条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について、各業所の防火管理者等に周知徹底する。

π_L	L 🗆 :
K45	ᇚ
יונו	ı H'

この計画は、令和 年 月 日施行する。

共同防火管理協議会

構	成	事	業	所	名	職	•	氏	名	備	考
会	長										
副	会 長										
統括隊	方火管理者										
委	員										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										
	"										

防火管理委員会構成表

構成	事	業	所	名	職	· 氏	名	備	考
会 長									
副 会 長									
統括防火管理者									
委 員									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
"									

防火管理業務委託状況表

_	- 117 =-	· +v ~		年	月	日現在						
			○有無 □無 □一部有 □全部									
-	-		ての防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等									
Lž	去人	こあ	っては名称及び主たる事務所の所在地]									
	н	. 47	(A7 14 \									
			(名称) 所在地)									
担:			(電話番号)									
			在地									
		電訊	舌番号									
			「嘘粉なけない。 叶巛 しゃ 悪か様とひずの供めの									
			│□避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 │□消防・防災設備等の監視・操作業務									
		h-h-	□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動									
	常	範	□火災□地震□その他(□									
	Ε÷	E + III	□初期消火 □避難誘導									
妥	駐力		囲	□通報連絡 □その他()								
託			方	方		□消火・通報・避難訓練の実施						
受託者の行う全体に			□ その他の防火管理上必要な事項 ()									
	式	方	常 駐 場 所									
			中 『正 八 貝									
		法	委託する時間帯									
]避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理									
つい			□消防・防災設備等の監視・操作業務									
て	١,,,	範	□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動									
の防	巡		□火災 □地震 □その他()									
火		回	囲	│□初期消火 □避難誘導								
R±	_		□通報連絡 □その他() □ □消火・通報・避難訓練の実施									
防災管理業務の範囲及び方法	方		│□/清久・過報・避難訓練の実施 │□その他防火管理上必要な事項()									
管理	式		巡回回数									
埋 業	10	方	巡回人員									
務		法	委託する防火対象物の区域									
節			委託する時間帯									
囲			通報登録番号									
及び			□消防・防災施設等の遠隔監視・操作業務									
方	遠	範	□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 □火災 □地震 □その他()									
法	トトトト		□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
	遠隔移報方式	囲	□初期月尺 □歴無誘導 □通報連絡 □その他()									
	方		□その他防火管理上必要な事項()									
	工	方	現場確認要員の待機場所	_								
		法	委託する防火対象物の区域									
		14	委託する時間帯									

(備考) 「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

防火対象物実態把握表

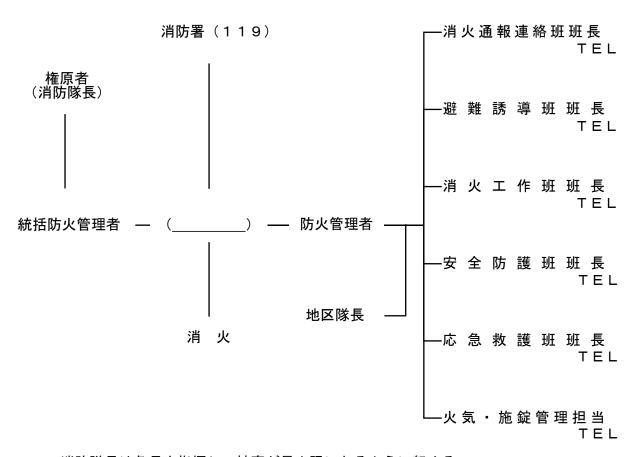
(年	月	日現在)
管理権原者氏名	()
防火・防災管理者氏名	()

	J	項目内容								 項	 目		———— 内	容	
	所:	有 形	態	単独・その他		区分	· }所有 ·)	ı	直	通	階 段	 屋巾 屋タ		本) 本) 本)	
防火	建築	至年 月	日		年	-	月	日	建物	内の事	業所数			' '	
火対象物の状況	階		層	地上	階、	地	下	階	防災	シセン	ノター	有	•	無	
物の	全体	め 用	途						統括防	火 •	設置の 対 象				
状況	建物:	全体の面	積						防災管	理	協議会 の有無	有	•	無	
		7 全 体 容 人	の員								災管理 部委託	有	•	無	
	建:	物構	造	耐火・	準耐.	火・	防火・	木造		その	他				
事	使用	月年月	日		年	Ξ.	月	日	所有		iと建物 の関係 彡態)				
事業所	事業店	所の床面	積						統括防	火 •	設置の 対 象				
の使用状況	事(業 所 用 階	の 数						防災管		協議会 の有無	有	•	無	
大	事業	所の用	途								5災の £状況	有	•	無	
<i>)</i>),	事収	 業 所 容 人	の員	名	(内	• 従	業員	名)							
危険	危険!	物施設等 〉 · 場	所						建		常 用 ベーター	該・非	設置数	()
危険物施設	品		名						建築設備	そ (エス)	か他の hレーター	該・非	設置数	()
設の	нн		ъ						め状	エスカ	」レーター	該・非	設置数	()
の状況	届出	・許	可	4	j	•	無		況						
		消火		Ī	亥	•	非		警報設備	自重報失	b 火 災 口設 備	該	•	非	
消防		屋内消栓 設	伙 備	=	亥	•	非		設備	放送	き設 備	該	•	非	
	消火	スプ [°] リンク 設	カラー 備	Ī	亥		非		避難設備		ス漏れ き警報 備	該		非	
等のい	消火設備	泡 消 設	火備	=	亥		非			排炮	更設 備	該		非	
置状況		不 活 ガス消 設		Ī	亥		非		消火活動上必要な設備	連結	送水管	該	•	非	
		粉 消火設	末備	Ī	亥	•	非		な設備		コンセト 設 備	該	•	非	

予防管理表

	l			1 101 11 11	l	l	1	I	ı	
階	事業所	用途	管理権原者	例入 6 连 4	入 居 年月日	面積	収 容 人 数		備	考

※備考欄は、当該事業所の危険物等の貯蔵、取扱い、防火管理業務の一部委託等について記載する。



- 1 消防隊長は各長を指揮して被害が最小限になるように努める。
- 2 消火工作班は、消防署、団隊が消火配備完了と同時に応急救護班に編入する。

<本	部隊>	<地区隊>	116 EZ 17 4	地区隊
	統括管理者			地区隊長
管	統括管理者の代行者兼副隊長 指揮班・通報連絡(情報)班	通報連絡(情報)班(名) 班長 班員 <u></u> 班員	通報連絡(情報)班(名) 班長 班員 <u></u>	通報連絡(情報)班(名) 班長 班員 <u></u>
権原	(名) 班長 班員 <u>————————————————————————————————————</u>	初期消火班 (名) - 班長 - 班員	初期消火班 (名) 班長 班員 <u>————</u>	初期消火班 (名) - 班長 - 班員
原 者	初期消火班 (名) - 班長 班員	避難誘導班 (名) - 班長 - 班員	避難誘導班 (名) 班長 <u></u> 班員	避難誘導班 (名) - 班長 - 班員
	避難誘導班 (名) —— 班長 班員	安全防護班 (名) - 班長 - 班員	安全防護班 (名) - 班長 班員	安全防護班 (名) - 班長 - 班員
	安全防護班 (名) - 班長 - 班員	応急救護班 (名) 班長 班員	応急救護班 (名) 班長 班員	応急救護班 (名) - 班長 - 班員 <u></u>
	応急救護班 (名) 班長 班員			

※ 各班は、任務を適切に行うため、おおむね2人以上の要員を置かなければならない。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる

本部隊の任務

	1	自衛消防活動の指揮統制、状況把握情報内容の記録
	2	消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
	3	関係機関や関係者への連絡
指揮、通報連絡(情報)	4	消防用設備等操作運用
	5	避難状況の把握
	6	地区隊への指示
	1	出火場所に直行し、消火器等による消火作業に従事
初期消火班	2	地区隊が行う消火作業への指揮指導
	3	消防隊との連携及び補佐
	1	出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達
	2	非常口の開放及び開放の確認
避難誘導班	3	避難上障害となる物品等の除去
	4	未避難者、要救助者の確認及び本部の報告
	5	ロープ等による警戒区域の設定
	1	火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖
安全防護班	2	非常電源の確保、ボイラー等の危険物施設の供給運転停止
	3	エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
	1	応急救護所の設置
応急救護班	2	負傷者の応急処置
	3	救急隊との連携、情報の提供

別表7—3

地区隊の任務

	災害等発生時の任務
通報連絡(情報)	指揮班又は通報連絡班への通報及び隣接事業所等への連絡
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導
避難誘導班	出火時における避難者の誘導
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護班	負傷者に対する応急処置

自衛消防活動等装備品

万辛则	品		名	
11111111111111111111111111111111111111	用意すべき資機材	有無	用意が推奨される資機材	有 無
	消防計画(自衛消防活動要領)		携帯用拡声器	
指 揮	建物図面(平面図・配管図・電気設 備図等)		指揮本部用の資機材及び標識(隊旗)	
	名簿(従業員・宿泊者・入院者等)		照明器具. (懐中電灯・投光器等)	
			情報伝達機器(トランシーバー等)	
`圣和'声级	非常通報連絡先一覧表		携帯用拡声器	
迪 報建裕			情報伝達機器(トランシーバー等)	
	消火器具		防火衣、可搬消防ポンプ	
初期消火			破壊器具(とび口等)	
指通分会会 <t< td=""><td></td><td></td><td>防水シート</td><td></td></t<>			防水シート	
	マスターキー		ロープ	
	切断器具(ドアチェーン等切断用)		誘導の標識(案内旗等)	
避難誘導	名簿(従業員・宿泊者・入院者等)			
	携带用拡声器			
	照明器具(懐中電灯等)・			
	キー、手動ハンドル (防火シャッター、 エレベーター、非常ドア等)		エンジンカッター	
安全防護	救助器具(ロープ、バール、ジャッキ 等		油圧式救助器具セット	
	建物図面			
キー、手動ハンドル(防火シャッター、 エレベーター、非常ドア等) 救助器具(ロープ、バール、ジャッキ 等				
	応急医薬品		応急救護所設置資機材(テント、ベッド等)	
応急救護	担架		傷病者記録用紙	
			車イス	
			自動体外式除細動器(AED)	
搬出	非常用搬出品リスト(契約書類、台帳、 PC、電子記録等)		防災シート	
			保管標識	
その他			携帯発電機	

- ※ 資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。
- ※ 備蓄・保管施設に損壊等の恐れがある場合は、分散して保管します。
- ※ 食料(缶詰、乾パン等): 必要日数×必要人数分
- ※ 飲料水(目安 1日/3リットル): 必要日数×必要人数

これらの書類の他に、

単一権原の対象物は避難経路を記載した図面

複数権原の対象物は避難経路及び管理区分を記載した図面

を添付してください。